

# 「加茂市指定給水装置工事事業者」指定事項の変更について

## 1. 指定事項の変更について

名称及び所在地変更等の指定事項に変更が発生した場合は、変更が発生した日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」を提出してください。必要な書類については、下記を参照してください。

提出書類	氏名又は名称の変更		住所の変更		代表者の変更		役員の変更		備考
	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）	●	●	●	●	●	●	●	●	
添付書類	定款（写し）	●		●		●			直近のもの。余白に代表者の原本証明を記載してください
	登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）	●		●		●	●		発行日から3か月以内のもの
	住民票（写し）		●		●				発行日から3か月以内のもの
	誓約書（様式第2）						●	●	

## 2. 主任技術者の選任・解任について

給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生した日から30日以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）を提出してください。

※選任する場合は、主任技術者の免状又は主任技術者証の写しを添付してください。

## 3. 事業の廃止・休止・再開の届けについて

廃業や合併等による消滅などが生じた場合は、「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）を提出してください。

### ●廃止・休止

廃止・休止及び給水装置工事主任技術者に欠員が生じた場合は、その日から30日以内に提出してください。また、「指定給水装置工事事業者証」の返納もお願いします。

### ●再開（休止している事業者が給水装置工事の事業を再開する場合）

再開の日から10日以内に提出してください。返納のあった事業者証を再交付します。

## 4. 提出方法

持参または郵送

## 5. 申請場所及びお問い合わせ先

〒959-1392 加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市上下水道課（水道事業）庶務係

TEL：0256-52-0080 FAX：0256-53-4677